番　号	分 野 別	資　料　の　概　要
35	スケジュール	市民利用機能、迎賓機能、危機管理機能の向上の考え方

1　市民利用機能（平成25年9月30日新市庁舎に関する調査特別委員会資料　機能別整備方針から抜粋）

市民情報センター、市民相談室、案内所、市民協働・交流室（仮称）、屋根付き市民広場（アトリウム）などの市民利用機能は、市民にわかりやすく使いやすいよう建物低層階に配置します。

手続きや相談業務については、プライバシーの保護の観点などから、必要に応じて個別ブースや個室を設置するなど、市民が安心して手続きや相談が行えるよう配慮します。

【整備方針】

①市民情報センター

- 市民に分かりやすく、誰もが自由に利用できる配置とする一方、誰もが安心して安全に利用できるようセキュリティを確保します。
- 受付スペースや開示請求スペースは、請求者が他の来庁者から見えないよう、個室や窓口カウンターへの間仕切りの設置など、来庁者のプライバシーの保護に配慮します。
- 市民ニーズの高い情報については、配架スペースを充実させるなどして、積極的な情報提供に努めます。

②市民相談室

- 来庁者が落ち着いて相談でき、相談にきめ細かに応えることができるよう、個別ブースや窓口カウンターへの間仕切りの設置など、相談者のプライバシーの保護に配慮します。
- 時間外等の相談にも対応できるよう検討します。
- 相談者のプライバシーに配慮した待合室を設置します。

③案内所

- 市民から見つけやすい、わかりやすい場所に設置します。

④市民協働・交流室（仮称）

- 市民や行政による講演会、講座、シンポジウムなどが開催できるスペースとして整備します。
- 夜間や休日の利用を前提とした配置とします。

⑤屋根付き市民広場（アトリウム）

- 市民による演奏会、展示、イベント等、多目的に利用できる公共的な広場とします。
- 待ち合わせ等での利用や気軽に訪れ休憩でき、ゆっくりとくつろげるスペースとします。
- 夜間や休日の利用にも配慮し、通り抜けも可能なスペースとします。

２　迎賓機能（平成25年９月30日新市庁舎に関する調査特別委員会資料　新市庁舎の整備基本方針から抜粋）

新市庁舎整備の基本理念では「市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎」を掲げており、市民に親しまれ、来庁者が横浜らしさを感じる空間の整備や周辺環境や都市景観との調和、おもてなしの場を実現します。

【整備基本方針】

①市民に親しまれ、来庁者が横浜らしさを感じる空間の整備

お年寄りから子どもまで誰もが気軽に集い、親しみ、憩えるようなオープンスペースを建物内に整備します。

・みなとみらい線馬車道駅と直結する建物の１階に市民広場を整備します。
・市民の待ち合わせや休憩場であるとともに、横浜らしさを感じるイベントや展示などを実施する場とします。

②周辺環境や都市景観との調和

建物のデザインは、市民が誇れ、親しみのもてるものとします。

・機能性を重視しつつ、港からの眺めにも配慮したまちのシンボルとなるデザインとします。
・周辺環境や都市景観に調和し、市民が誇りや親しみの持てるデザインとします。

③おもてなしの場の実現

市民にわかりやすく利用しやすい、また、国内外の多くの人々を惹き付ける魅力ある庁舎とします。

・誰にでもやさしくわかりやすいユニバーサルデザインを採用します。
・市庁舎を訪れる方々に横浜の歴史・文化・発展などの魅力を伝え、横浜らしさを体験していただけるような迎賓空間を設けます。
・視認性に優れ、わかりやすい案内表示とします。

３　危機管理機能 (平成 25 年 9 月 30 日新市庁舎に関する調査特別委員会資料　機能別整備方針から抜粋)

大規模地震をはじめ、危機が発生した際には、横浜市の対策本部として、情報の収集、集約、対策の立案、決定を行う危機管理センターを整備します。

災害発生時に、迅速かつ的確な意思決定ができるように災害対策の本部機能は同一フロアに集約します。

津波が発生した際に、住民や来街者が緊急的に避難できるような機能を建物及び周辺に設けます。

【整備方針】

①危機管理センター

ア　本部運営室

・各区本部との情報受伝達、市役所各局の所管に関する情報収集、他の自治体やライフライン事業者等との連絡調整を行う本部運営室を設置します。

イ　関係機関執務室

・県警、自衛隊、ライフライン事業者等と連携して危機対処活動を行うために、関係機関が執務するための関係機関執務室を設置します。

ウ　緊急対策チーム室

・危機発生直後の限られた情報から被災状況を推定し、危機対処方針を立案できる専門知識や経験を有する職員を自然災害、都市災害など、事態ごとに構成する緊急対策チーム室を設置します。

エ　本部会議室

・市本部長（市長）、副本部長（危機管理監、副市長）、部長（局長）が、本部運営室や緊急対策チーム室からもたらされる情報を基に緊急対策の決定を行う本部会議室を設置します。

オ　備蓄庫

・トイレパック、水や食料等、危機対処に必要な備品・消耗品の備蓄庫を設置します。

②津波避難ビル機能

・建物の２階レベルにデッキを整備し、通常は通行や休憩の場、津波発生時には、市民や来街者が緊急避難できる場所とします。
・さらに、建物のデッキ沿いなどに休日や夜間も利用できる出入口を設け、建物内に避難できるようにします。

③電気・機械室

・津波による浸水の可能性を考慮して中層階に配置します。
・浸水深以上の階と以下の階で、設備システムの系統を分離するなど浸水によるシステム全体の機能停止を防止する対策を講じます。

④非常用電源設備

・庁舎内の停電時、エレベーター、コンピュータ及び業務上必要な照明設備等へ送電できるよう、非常用電源設備を整備します。